

坂井市スポーツ少年団指導者 各位

新型コロナウイルス感染対策に係るスポーツ少年団活動の留意事項について

坂井市教育委員会

日頃は、市内児童のスポーツによる健全育成にご尽力いただき有難うございます。

さて、当教育委員会では、児童の心身の健康維持を考慮し、4月1日からのスポーツ少年団活動を再開することとしました。しかし、今後も感染症の拡大の防止に努めることは言うに及ばず、児童の安全確保を第一として、中学校の部活動と同様、活動には濃厚接触によるクラスター(集団感染)を防止し感染リスクを抑えることが求められます。

よって、下記のとおり、活動内容には当面の間一部制限を設けますので、ご理解とご協力をお願いします。あわせて、再度、活動時の具体的な取り組みも掲載しますので、指導者におかれましては十分な実行と配慮をいただきますようお願いいたします。

記

1. 活動の制限

4月1日から活動を再開とするが、当面の間は交流戦等の対外試合は自粛とする。

当面の間とは、現時点では期限を設けていません。今後は教育委員会において判断することとします。

2. 活動時の留意事項

- 1)感染予防に対する個人の判断を尊重し、スポ少への活動は団員、保護者の判断による自由な参加とします。
- 2)団員は活動の前に自宅にて保護者の立会いのもと体温の測定ならびに症状の有無等の健康観察を行い、具合が悪い場合は参加を控えることを徹底してください。
- 3)活動前後は、必ず手洗い、消毒等を徹底してください。
- 4)ボール等練習用具も活動前後に水洗いや消毒を行うことを励行してください。
- 5)活動会場への道中はマスク着用を励行してください。
- 6)活動においては次の点について徹底してください。
 - ①活動中は窓や出入口ドアを開放し十分な換気を確保すること。天候により常時換気ができない場合は30分から1時間毎にこまめな換気を実施すること。
 - ②密集となる活動や近距離での会話は控え、狭い場所でのミーティングや着替え等はさせないこと。
 - ③複数学年での練習等予め大人数による密集が想定される場合は少人数による練習時間の分散を図る等適宜調整してください。
 - ④屋外での活動であっても、屋内同様、密集となる活動や近い距離での会話や大声での発声も控えてください。
 - ⑤当面の間、レクレーションや懇親会等の不要不急の行事は中止や延期、縮小を検討してください。
 - ⑥これまで活動を休止していたこともあり、団員の身体へ過度な負担が掛からないよう配慮してください。